

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

保育所保育指針の施行に際しての留意事項について

平成21年4月1日より保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）が施行されるが、施行に際しての留意事項は、「保育所保育指針等の施行等について」（本日付け雇児発第0328001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により通知した事項のほか、下記のとおりであるので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう御配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

第1 保育所保育指針の保育現場等への周知関係

保育所保育指針の趣旨・内容が、市町村の担当者や各保育所など保育の関係者に十分理解され、同指針が保育現場における実践に日常的に活用されるよう、施行されるまでの間に、保育所の職員を対象とした研修の充実や市町村等の担当者に対する十分な周知等が必要であること。

また、保育所のみならず、家庭的保育事業や認可外保育施設などの保育現場においても、各々の状況に応じて同指針を参考として児童の処遇が行われるよう、関係者への周知を図るとともに、子育て中の保護者にも理解されるものとなるよう、広く社会への伝達及び普及を図ること。

第2 保育所保育指針に関する指導監査関係

保育所保育指針が、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第57号）による改正後の児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に基づく告示となることに伴い、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第46条第1項に基づき都道府県等が行う児童福祉施設最低基準に関する指導監査の一環として、同指針の遵守状況に関する指導監査を行うこととなること。

ただし、保育の質を向上させるための各保育所における創意工夫や取組を促すことが重要であることから、告示化によりすべての保育所が遵守すべき最低基準として位置付けられることに伴い、従来の保育所保育指針（「保育所保育指針について」（平成11年10月29日児発第799号厚生省児童家庭局長通知）の別添として定めた保育所保育指針をいう。）から内容の大綱化を図ったものであること。

したがって、各都道府県等における「児童福祉行政指導監査の実施について」（平

成12年4月25日厚生省児童家庭局長通知)に基づく保育所の指導監査については、保育所保育指針において、具体的に義務や努力義務が課せられている事項を中心に、子どもの発達に応じた適切な保育が行われているかどうか、また、そのための適切な運営が行われているかどうかについて、各保育所の創意工夫や取組を尊重しつつ、実施すること。

なお、その際には、他の事項に関する指導監査とは異なり、取組の結果のみに着目するのではなく、取組の過程(保育実践及びその振り返り、自己評価の取組等)についても尊重する必要があることに留意すること。

また、保育所保育指針の参考資料として取りまとめた「保育所保育指針解説書」については、法的拘束力を有するものではなく、指導監査の際に、同解説書に基づく指導等を行うことのないよう留意すること。

第3 保育所児童保育要録関係

第4章の1の(3)のエ(小学校との連携)において、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から就学先となる小学校へ送付されるようにすることとされたが、当該資料に関する様式、取扱い等については以下のとおりであること。

1 資料の様式等について

各市町村において、当該子どもの育ちを支えるための資料の様式を作成し、管内の保育所に配布すること。

様式については、「保育所児童保育要録」として別添1のとおり参考例を示すため、各市町村において、これを参考として地域の実情等を踏まえ、創意工夫の下、様式を作成すること。

2 保育所児童保育要録の作成、送付等について

子どもの育ちを支えるための資料(以下「保育所児童保育要録」という。)の作成、送付、保存等については、以下の取扱いに留意すること。

また、各市町村においては、保育所児童保育要録が小学校に送付されることについて市町村教育委員会にあらかじめ周知を行うなど、市町村教育委員会との連携を図ること。

(1) 施設長の責任の下、担当の保育士が記入すること。

(2) 作成した保育所児童保育要録については、その写しを児童の就学先となる小学校の校長に送付すること。

(3) 保育所は、作成した保育所児童保育要録の原本について、保育所児童保育要録の趣旨にかんがみ、当該児童が小学校を卒業するまでの間保存することが望ましいこと。

3 個人情報保護の観点からの留意事項について

保育所児童保育要録は、児童の氏名、生年月日等の個人情報を含むものであるため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等を踏まえて適切に個人情報を取り扱うこと。

なお、個人情報の保護に関する法令上の取扱いは以下の(1)及び(2)のとおりであるが、個人情報の利用目的の明確化の観点から、あらかじめ、保護者に対して、個人情報を含む保育所児童保育要録の趣旨及びその内容とともに、保育所児童保育要録が就学先の小学校に送付されることを周知しておくことが望ましいこと。

- (1) 公立保育所については、各市町村が定める個人情報保護条例に準拠した取扱いとすること。
- (2) 私立保育所については、当該保育所が個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者該当する場合については、原則として個人情報を第三者に提供する際には本人の同意が必要となるが、保育所児童保育要録については、例外的に同意が不要となる場合を定めた同法第23条第1項第1号（法令に基づく場合）に該当するため、第三者提供について本人（保護者）の同意は不要であること。

4 小学校との連携について

保育所保育指針において、保育所児童保育要録の小学校への送付が定められるとともに、今般改正された「小学校学習指導要領」（平成20年文部科学省告示第27号）（別添2）においても、小学校と保育所との連携が新たに盛り込まれたところである。

これらを踏まえ、保育所、幼稚園及び小学校の連絡協議会の設置等により交流の機会が設けられ、相互理解が深められることが期待されるが、各市町村においても、市町村教育委員会をはじめとする関係部局と連携し、これらの取組を支援・推進すること。

保育所保育要録に記載する事項

○ 入所に関する記録

1. 児童名、性別、生年月日
2. 保育所名及び所在地
3. 児童の保育期間（入所及び卒所年月日）
4. 児童の就学先（小学校名）
5. 施設長及び担当保育士名

○ 保育に関する記録

1. 子どもの育ちに関わる事項

保育所生活全体を通して、子どもの育ってきた過程を踏まえ、その全体像を通して総合的に記載する。

2. 養護（生命の保持及び情緒の安定）に関わる事項

（ア）子どもの生命の保持及び情緒の安定に関わる事項について、子どもの発達過程や保育の環境に関する事項等を踏まえて記載する。

（イ）子どもの健康状態等について、特に留意する必要がある場合は記載する。

3. 教育（発達援助）に関わる事項

子どもの保育を振り返り、保育士の発達援助の視点等を踏まえた上で、主に最終年度（5、6歳）における子どもの心情・意欲・態度等について記載する。

保育所児童保育要録

【様式の参考例】

ふりがな		性別		就学先	
氏名				生年月日	平成 年 月 日生
保育所名及び住所	(保育所名)	(住所)	〒	-	
保育期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (年 か月)				

子どもの育ちに関わる事項

養護(生命の保持及び情緒の安定)に関わる事項

(子どもの健康状態等)

--	--

項目 教育(発達援助)に関わる事項

健康	<ul style="list-style-type: none"> ・明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 ・自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 ・健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。 	
人間関係	<ul style="list-style-type: none"> ・生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 ・身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感を持つ。 ・社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。 	
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ。 ・身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。 ・身近な物を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。 	
言葉	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 ・人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 ・日常生活に必要な言葉が分かるようになってとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士や友達と心を通わせる。 	
表現	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろなものの美しさなどに対する豊かな表現を持つ。 ・感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 ・生活の中でイメージを豊かにし、さまざまな表現を楽しむ。 	

施設長名	(印)	担当保育士名	(印)
------	-----	--------	-----

- ※ 「子どもの育ちに関わる事項」は子どもの育ってきた過程を踏まえ、その全体像を捉えて総合的に記載すること。
- ※ 「養護(生命の保持及び情緒の安定)に関わる事項」は、子どもの生命の保持及び情緒の安定に関わる事項について記載すること。また、子どもの健康状態等について、特に留意する必要がある場合は記載すること。
- ※ 「教育に関わる事項」は、子どもの保育を振り返り、保育士の発達援助の視点等を踏まえた上で、主に最終年度(5, 6歳)における子どもの心情・意欲・態度等について記載すること。
- ※ 子どもの最善の利益を踏まえ、個人情報保護に留意し、適切に取り扱うこと。

小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）（抄）

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。